

(意見書案第3号)

中山間地域等直接支払い交付金制度の継続に関する意見書

中山間地域等直接支払い交付金制度は、農業生産条件が不利な地域において、農業生産の維持を図りながら多面的機能の維持を図ることを目的に、平成12年度より、5年間実施され、さらに平成17年度より21年度まで新たな5カ年対策として実施されている。

北海道においては、本制度の実施により、①耕作放棄地の発生防止、②集落・地域活動の活性化、③国土保全など多面的機能の維持、④生産性・収益向上等に大きな成果を発揮しているが、特に北海道においては、草地（対象積算温度が低く、一定以上の草地比率を有する）が85%を占めており、仮に実施期間終了をもって制度が打ち切られた場合、農業生産活動や地域社会の維持に重大な支障を来すことが懸念される。

よって、政府においては、平成22年度以降の中山間地域等直接支払い交付金制度の継続に向け、下記事項について強く要望する。

記

- 1 北海道における農業生産基盤の維持や集落・地域活動の活性化、生産性・収益のさらなる向上等を図るため、平成22年度以降においても、現行の中山間地域等直接支払い交付金制度を堅持・継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成21年3月24日

釧路市議会

内閣総理大臣 }
農林水産大臣 } 宛